

# 徳島県訪問看護支援センターだより

第36号 (令和8年3月)

公益社団法人徳島県看護協会



〒770-0003 徳島市北田宮 1-329-18 TEL088-631-5544 FAX632-1084

日頃は大変お世話になっております。当センターの活動にご協力いただきありがとうございます。ようやく春らしく日差しが暖かくなってきました。訪問看護支援センターはこれからも徳島県の訪問看護の質の向上に尽力したいと考えています。

4月から新しいオンデマンド研修も加わりました。これは、いつでもどこでもスマートフォンがあれば視聴できる研修です。隙間時間に気軽に参加できますので、ぜひご利用ください。

## ＊ステーションに配置可能な薬剤が拡充されます！＊

厚生労働省より「指定訪問看護事業者における医薬品の取扱いについて」の通達がありました。(令和7年12月25日医薬発 1225 第5号) これにより「無薬局地域や夜間・休日など地域や日時にかかわらず、在宅患者に円滑に薬物治療を提供できる環境を実現するため講ずる措置」としてしています。

内容については以下の通りです。

### 「第1 指定訪問看護事業者における医薬品の取扱いについて」

1 医薬品を使用する各患者の在宅療養を担う医師、薬剤師及び訪問看護を行う看護師等(以下単に「看護師等」という。)(以下「医師等」という。)が協議し、検討した上での臨時的な対応(以下「臨時的な対応」という。)として事前に容認していれば、指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)が運営する訪問看護ステーションにおいて、輸液(等張性電解質輸液製剤及び低張性電解質輸液製剤(ただし、開始液及び脱水補水液に限る。))(以下「対象となる輸液」という。)を配備することは差し支えないこと。

ただし、以下の(1)～(5)に掲げる要件を満たす場合に限ること。(後略)



他にも条件が多くありますので、厚生労働省HPでご確認ください。今回、拡充されたのは輸液が中心となるようです。医療品の取り扱いには十分ご注意ください。

厚生労働省HPはこちら⇒<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001.html>

## ＊処遇改善加算が12月より始まっています＊

人手不足解消に一步近づく?! 補助金を受け取って看護職の処遇改善を目指しましょう!

厚生労働省は2025年12月に「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」を介護保険最新情報 Vol.1454 にて通知しました。この事業は介護サービス事業所や介護保険施設などの介護従事者・介護職を中心としていますが、訪問看護ステーションも対象となります。補助金を受けるには「処遇改善加算の算定」「生産性向上・協働化に向けた取組」「職場環境改善の具体的な取組」などの要件をいずれか複数満たすことが必要です。補助対象経費は「賃金改善経費、職場環境改善等経費」とすることになっており、補助金額は「被保険者ごとの補助額 = 基準月の介護総報酬 × 交付率」です。請求要件、交付率にも種類がありますので、

詳しくは厚生労働省「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」をごらんください⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/001623447.pdf>



# ケアマネの更新研修に変更あり?!



2027年度に向け、ケアマネジャーのあり方に大きな転換がありそうです。厚生労働省は第127回社会保障審議会介護保険部会で、ケアマネジャーの「資格取得要件の見直し」「業務の在り方の整理」「更新制・法定研修の見直し」「主任ケアマネジャーの位置付けの明確化」の4つの大きな枠組みについて審議しています。資格取得要件の法定資格に診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・救急救命士・公認心理師を加える案、受験資格に必要な実務経験年数を3年に短縮する案、資格の更新制についても廃止するなどの案が提案されました。これらを通してケアマネジャーに係る業務の負担軽減や人材の確保、定着を支援していく方向です。

ケアマネジャーの方、ケアマネジャー資格の取得を希望されている方はぜひご覧ください！

詳しくはこちら⇒第127回社会保障審議会介護保険部会資料2 地域包括ケアシステムの深化（相談支援の在り方）<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001586130.pdf>

## 訪問看護支援センター 研修案内

令和8年度の研修の一部です。徳島県看護協会ホームページ(mamaable)からお申し込み下さい。今年度からmanaableで動画コンテンツを視聴できるようになりました。「令和3.6年度報酬改定の義務化対応研修」「訪問看護動画付き各種様式集」「訪問看護師向け在宅看取り教育プログラム(PENUT)」の3つのです。いつでもどこでも短時間ずつでも、期間内なら何度でも見直せます。ぜひご利用ください。**※別途受講料が必要です**

No	開催日	主な目的	主な内容
3103	オンデマンド 5月~2月 配信予定	報酬改定で定められた義務化研修を学び法令に基づいた事務所運営の実際と的確に対応する体制を構築する	全21項目(各約20分) レッスン項目:暴力・ハラスメント研修、高齢者虐待研修、高齢者虐待防止の推進、感染症研修、BCP(事業継続計画)研修、BCPを完成させよう! <b>*受講料 6,050円が必要</b>
3104	オンデマンド 8月~2月 配信予定	訪問看護制度の基本と訪問看護事業所運営に必要な書類、フォーマットの書き方を学ぶ。看護の質の向上、事務所運営の効率化、負担軽減を図る	契約書関連、ステーションの経営管理用帳票、義務化、入職時マニュアル、指示書関連、事務所票関連、インシデント・事故関連、労務関連、現場対応マニュアル、他 <b>*受講料 4,620円が必要</b>
3105	6月~12月 配信予定  (受講可能期間:支払い確定後60日間)	エンドオブライフの療養者及びその家族の尊厳を守り、関係職種との役割や専門性を尊重しながら共通のゴールを志向して、根拠に基づく在宅看取りケアを実践できる訪問看護師を養成する	全20テーマ(約11時間、テストを含む)在宅看取りに取り組むにあたって/在宅看取りをめぐる動向/在宅看取りに必要な多機関・多職種との連携/多様な療養場所における連携/死にゆく過程の身体的変化/在宅看取りでの意思決定支援(ACP)他(訪問看護財団作成) <b>*受講料 13,200円が必要</b>
★3106	5月28日(木) 9:00~12:00	イジカルアセスメント能力(観察の知識と技術、判断)を習得する ※聴診器をご持参ください	呼吸系・循環系のフィジカルアセスメントの実際~フィジコを用いた演習~ 徳島県中央病院 呼吸器疾患看護認定看護師 寺田 透
★3107	5月28日(木) 13:00~16:00	急変時及び急変に至る兆候が分かり、適切に判断、対処できる能力を習得する	急変時及び急変に至る兆候の理解、判断、対処~CPR トレーニング演習~ TAOKA 訪問看護ステーション北島 TAOKA 在宅総合支援センター北島 管理者 在宅ケア 特定認定看護師 天羽 明美

★の研修は徳島県補助事業のため受講料は無料です。諸経費1,000円のみ必要です。

徳島県看護協会のホームページ、及び令和8年度教育計画リーフレットをご覧ください。

訪問看護支援センター

